

PTA 総会資料に関する質疑についての回答

Q PTA への入退会は任意（個人の自由）であるはずだが，説明も保護者への入会の意味確認も行わず，強制加入状態になっている。この事実は PTA への不信や誤解につながりかねないと思われます。

早急に保護者へ PTA は強制ではなく任意加入団体である事の周知及び退会届の整備を求めます。

A 本校 PTA は，会の目的として，「本会は本校生徒の健全な成長と福祉の増進を図り，あわせて，教育環境の整備充実に協力し，研修により会員相互の教養を高めることを目的とする。【規約第3条】」と規定し，取り組んでいるところです。

これは，誰ひとり例外なく（特定の生徒ではなく），本校の生徒全員の成長と教育環境の整備・充実に求めていくためです。以上のことから，会員については，「本会の会員は，本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。【規約第5条】」と規定しているところです。

そのため，本校 PTA では加入届等の提出を行っていません。組織の設立趣旨と活動内容についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお，ご指摘いただきました「PTA について入学前に十分説明ができていない」点については，今後，入学前の説明方法も含めて検討してまいります。

また，あわせて PTA の活動が広く理解していただけるよう広報活動の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

（回答者：森原）

Q 役員を強制するのをやめてほしい。

一人の子供につき一回の役員～，学級より○名～などは立候補者がいない限りくじにより強制的に決められてしまう。特定の人に負担が大きくかかる役もあり，多くの人がやりたがらないのが現状です。

PTA 活動や役員は強制されてやるものではなく，できる人ができる時にできる事をやればいいのかと考えます。役員選出について今後の方針をお聞かせください。

A 役員については，規約第 14 条から第 18 条に基づき，選出しているところです。会員の選出にあたっては，立候補による選出を優先していますが，選出状況により，話し合いやくじ引き等により選出することがあります。

PTA の役員については，特定の人に過度に負担がかからないよう，多くの方にその役割を分担していただくようお願いしているところです。

PTA の活動は，多くの会員のご協力により成り立っています。役員として活動を行うにあたっては，家庭や就労状況により活動に支障がある場合には，役員相互で補間しながら活動しています。会員の活動環境に理解を示し，それぞれの状況について思いやりながら，できることに取り組むことが活動の基本だと認識していますので，この点についてもご理解いただければ幸いです。

また，PTA の活動自体についても，連絡・報告を中心とした会議の見直しや，前例踏襲の活動ではなく，今，子ども達にとって必要な取組は何なのか，議論しながら進めていますので，ご理解ください。

(回答者：森原)

Q PTA 非加入世帯の子供に不利益が被る事はありますか？

A PTA は，全校生徒の健やかな成長と福祉の増進を図る組織であり，特定の生徒に便宜を与える（与えない）ことは，組織の設立目的と一致していません。

一方で，PTA 活動の原資の主たるものは会費となっています。仮に PTA 非加入世帯（規約上，本校 PTA では該当しません）が該当する事例がある場合には，PTA で支出して配布している物品や整備している備品などを非加入世帯の生徒に配布・利用を認めることは，不平等であるとする意見を否定できないものと考えています。

2020 年度は，新型コロナウイルス感染症対策として，多くの衛生物品を購入して感染対策を行っています。全生徒が，安心して学校生活をおくれるようご理解とご協力をお願いします。

(回答者：森原)